大阪市告示第1504号

次の施設について、大阪市立プール条例(昭和49年大阪市条例第41号)第3条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年10月31日

大阪市長 横 山 英 幸

施設名	年 月 日	供用時間
	令和7年11月4日(火)から	
	同月5日(水)まで	
	令和7年11月7日(金)	
	令和7年11月10日(月)から	
大阪市立	同月12日 (水) まで	
下福島プール	令和7年11月14日(金)	午前9時から
水泳場	令和7年11月17日(月)から	午後10時まで
トレーニング場	同月19日 (水) まで	
	令和7年11月21日(金)	
	令和7年11月25日(火)から	
	同月26日 (水) まで	
	令和7年11月28日(金)	

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)